

第16号議案

芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月22日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

公民館に新たに貸室を設け、使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例

芦屋市立公民館設置条例（昭和51年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

211室	人 20	円 1,400	円 1,800	円 2,000
------	---------	------------	------------	------------

」

を

「

113室	人 20	円 1,400	円 1,800	円 2,000
114室	30	2,900	3,400	3,700
115室	10	700	800	1,000
116多目的室	35 (75)	3,900	4,600	5,200
211室	20	1,400	1,800	2,000

」

に改める。

附 則

この条例は、平成23年6月1日から施行する。

参 照

芦屋市立公民館設置条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

公民館に新たに貸室を設け、使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

次のとおり新たに貸室を設け、使用料を定める。

室名	収容人員 又は広さ	朝	昼	夜
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分
113室	20人	1,400円	1,800円	2,000円
114室	30人	2,900円	3,400円	3,700円
115室	10人	700円	800円	1,000円
116多目的室	35人 (75人)	3,900円	4,600円	5,200円

3 施行期日

平成23年6月1日